## 国際連合気候変動枠組条約CDM理事会第104回理事会(EB#104)概要報告

2019年 9月13日 経済産業研究所 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2019年 9月 9日(月)~ 9月12日(木) 場 所 ドイツ ボン 国連ドイツ本部棟会議場

### 主要結果

## 1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternative
アジア ASIA 中南米 LACRB アフリカ AFR 島嶼国 SIDS 移行経済国 EIT 西欧 WEOG (途上国) Non-An1 (先進国) Annex-1	Vatankhah S. (イラン) Spencer L. T. (グレナダ) Mbaye E. D. (セネガル) 副議長 Omar A. (ジャマイカ) Diana H. (アルメニア) Olivier K. (ベルギー) Duan M. (中華人民共和国) Benjamin K. (リベリア) Piotr D. (ポーランド) 議長 Lambert S.(ドイツ・EU)	Tariq M. (パキスタン) Edualdo C. (ペルー) Racid T. (モロッコ) Amjad A.(モルジブ) Natalia K. (ウクライナ) Frank W. (ドイツ・EU) Miguez J. (ブラジル) Moises A. (ドミニカ) Anna R. (ロシア) 戒能 一成 (日 本)

### ※ 斜体は欠席

# 2. 運営管理 (議題2.1~)

- 2-1. 2020·21年度予算案(CDM-MAP2020-21)
  - 1) 背景 定例の2年分予算案の審議。今次予算案は第2約束期間2020年を超える2021年 迄の予算案となるため、一部理事が予算編成そのものに反対。
  - 2) 結果 下記のとおり妥結。詳細な予算案は会議後付属資料1(Annex-1)を参照。
    - 予算は例年どおり2020・2021年の2年度分で編成することで合意。
    - 予算総額は2019年から2020·2021年と逓減。 (2019:\$19.48Mil.→2020:\$17.99Mil.→2021:\$16.21Mil.)
    - 新規事業はCDMの制度改正実績の整理·広報資料化の1件のみ承認。 他の新規事業(方法論のデジタル化など)は必要性について更に来年度議論し、必要 性が認められれば予算改定する旨決定。
  - 5) 参考 予算の減少は近年の事業登録·発行数の減少を反映したものであるが、今後の 情勢変化や11月の締約国会議(CMP)決議により変化する可能性あり。
- 2-2. 締約国会議への年次報告(CMP Report2019)など
  - 1) 背景 定例の事業実施結果の締約国会議(CMP)への報告案。
  - 2) 結果 事務局作成の報告案を承認。併せて上記CDM-MAP2020-21を反映した2023年 迄の予算収支見通しを承認。

- 3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開 )
  - 3-1. DOE(認証機関)信認: Accreditation (対象案件なし)
  - 3-2. 登録 Registration (対象案件なし)
  - 3-3. 発行 Issuance 2件の発行を承認。
    -PoA#9981 MP1-IRP3 及び MP2-IRP1 (DOE: EPIC)
  - 3-4. 他案件 Other Cases (対象案件なし)
- 4. 制度改正 (議題4.1~)
  - 3-1. 事業基準改定: Standard / Procedure
  - 3-1-1. 太陽光発電など自動追加性リストの改訂要否
    - 1) 背景 1年前のEB#100での事務局·方法論パネル(MP)への依頼事項。

ACM0002などの現行方法論においては太陽光発電・洋上風力発電などを自動 追加性リストの対象とし通常はCDM事業に要求される追加性証明を免除して いるが、理事会より当該措置の妥当性を検証するため、これらの発電方式の 途上国での普及水準・天然ガスや石炭火力との相対価格を調査するよう依頼。

- 2) 結果 殆どの途上国で普及水準2%未満、天然ガスや石炭火力などより1.5倍以上高 価との結果が得られたため、現行の自動追加性リストを継続することを決定。
- 3) 議論 調査結果が明白(普及水準低・相対価格高)であったため特段の議論なし。
- 3-1-2. 発行手順に関する関連事業規約(PoA-PS, VVS, PCP)の改訂
  - 1) 背景 前回(EB#103)からの継続検討案件。以下の2点について関連規定を改正。
    - 集合事業(PoA)が非延長や延長不承認で失効した場合でも、傘下事業(CPA) は承認後7年間は従前どおり発行を継続できること。
    - 集合事業(PoA)が延長時などに内容改訂された場合の発行手続について、手 続上新旧内容別に申請を徴求すること。(事業開発者フォーラムの意見反映)
  - 2) 結果 改訂案を採択し施行。
- 3-2. 方法論 Methodology
- 3-2-1. 大規模方法論改訂 Large-Scale Methodology (該当なし)
- 3-2-2. 小規模方法論改訂 Small-Scale Methodology
  - 2) 結果 以下1件の方法論新設を承認。

AMS-III BO 貨物輸送経路の合理化による排出削減

5. 政策論 (次第4.3) (該当なし)

次回理事会 2019年11月25日~28日

チリ・サンチアゴにて開催